

## 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富士川町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.2%
全職員	78.8%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	95.1%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9%
31～35年	95.0%
26～30年	95.9%
21～25年	91.7%
16～20年	95.2%
11～15年	95.1%
6～10年	90.4%
1～5年	96.7%

#### 【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は77.1%である。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、号給の高い有資格の職（保健師、保育士等）に占める女性の割合が高いため、高くなっている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」欄について、本町は該当する役職がないため、記載なし。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。